

主 文

本件再審査請求を棄却する。

理 由

第1 再審査請求の趣旨及び経過

1 趣 旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成〇年〇月〇日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）による障害補償給付を支給しない旨の処分を取り消すとの裁決を求めるというにある。

2 経 過

請求人は、A会社に所属する配管工として就労していたところ、平成〇年〇月〇日、B会社を元請とするC工場の配管工事中、梯子から転落し、負傷した（以下「本件災害」という。）。

請求人は、翌〇日、D医院に受診し、同日、E病院に転医し「左踵骨骨折」と診断され、療養の結果、同年〇月〇日をもって治癒（症状固定）した。

請求人は、治癒後、障害が残存するとして、監督署長に障害補償給付を請求したところ、監督署長は、請求人に残存する障害は労働者災害補償保険法施行規則別表第1に定める障害等級（以下「障害等級」という。）第12級に該当するものと認め、同等級に応ずる障害補償給付を支給する旨の処分をした。

その後、請求人は、左足の痛みがひどくなったとして、平成〇年〇月〇日、F病院に受診し「左距骨下関節症」と診断され、同年〇月〇日、同病院は、関節固定・骨移植手術を施行した。監督署長は、同年〇月〇日付けで再発と認定し、請求人に対して療養補償給付及び休業補償給付を支給し、請求人は療養を継続した結果、同年〇月〇日、再び治癒した。

請求人は、治癒後、障害が残存するとして、監督署長に障害補償給付を請求したところ、監督署長は、請求人に残存する障害は障害等級第12級に該当するものと認めたものの、請求人は、再発前に既に障害等級12級と認定されており、

障害等級が同じであって加重には該当しないと判断し、これを支給しない旨の処分をした。

請求人は、この処分を不服として、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に審査請求をしたが、審査官は、平成〇年〇月〇日付けでこれを棄却したので、請求人は、更にこの決定を不服として、本件再審査請求に及んだものである。

第2 再審査請求の理由

(略)

第3 原処分庁の意見

(略)

第4 争点

本件の争点は、再治療後の請求人に残存する障害が障害等級第12級を超え、加重に該当する障害であると認められるか否かにある。

第5 審査資料

(略)

第6 事実の認定及び判断

1 当審査会の実事の認定

(略)

2 当審査会の判断

(1) 本件障害補償給付支給請求書裏面のG医師作成の平成〇年〇月〇日付け診断書から、本件災害により請求人に残存する障害として検討すべきものは、手術部位の醜状障害、左足関節の機能障害及び受傷部位の神経症状と考えられる。

(2) 当審査会において、改めて一件記録を精査するも、決定書理由に説示のとおり、請求人の手術部位及び左足関節に引用する障害等級に該当する醜状障害及び機能障害は認められないが、上記G医師作成の診断書を踏まえれば、受傷部位に障害等級第12級の12「通常の労務に服することはできるが、時には強度の疼痛のため、ある程度差し支えがあるもの」に該当する神経症状が認められる。したがって、請求人に残存する障害の程度は障害等級第12級に該当するものと判断する。

(3) もっとも、請求人には、既に当初の傷病による既存障害が認められ、障害等級第12級の12と認定されているところ、いずれの障害も、受傷部位の神経

症状に関する障害として評価されるものである。

そうすると、当審査会としても、請求人に残存する障害が既存障害の程度を上回るものではなく、給付額が生じないとした審査官の判断は妥当であると思料する。

(4) なお、請求人が提出するH医師作成の平成〇年〇月〇日付け診断書及びI医師作成の同年〇月〇日付け診断書並びに平成〇年〇月〇日当審査会受付のC R・C Tデータほか資料を精査するも、請求人に残存する障害は上記のとおりであり、これら資料等が上記判断に何ら影響を及ぼすものではないことを申し添える。

3 以上のとおりであるから、再治癒後の請求人に残存する障害は障害等級第1 2級を超えるものとは認められず、したがって、監督署長が請求人に対してした障害補償給付を支給しない旨の処分は妥当であって、これを取り消すべき理由はない。

よって主文のとおり裁決する。